

入場無料

令和5年度 フロン排出抑制法説明会

(対象)

業務用冷凍空調機器を利用中の皆様

設備業者の皆様 (施工・保守メンテナンス業者)

建設・解体業者の皆様

廃棄物・リサイクル業者の皆様

知っていましたか?

令和2年4月1日から

「改正フロン排出抑制法」
が全面施行されています。

- ・ユーザー (所有者・管理者等) がフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入
- ・廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済証明の交付を義務付け 等

定期的な点検・維持管理・漏えい量報告等
第一種特定製品の使用者が行わなければならない義務があります!!

フロン類は、オゾン層の破壊や温室効果による気候変動など、環境に深刻な影響をもたらします。フロン排出抑制法では、フロン類を冷媒として使用している業務用の冷凍空調機器 (冷蔵庫やエアコン等) の管理者 (ユーザー) に対し、機器の整備記録の保存や点検等の義務が課されています。業務用の冷凍空調機器の設備業者 (施工・保守メンテナンス業者) についても、フロン類の充填・回収を行う場合には県への登録が必要であり、登録業者には、充填・回収基準の遵守、記録の保存・報告及び証明書の交付等が義務付けられています。なお、これらの義務に違反した場合における勧告・命令・罰則等の規定もありますので注意が必要です。さらに、機器廃棄時の回収率が4割弱と低迷していたことから、令和2年4月1日から改正法が施行され、機器ユーザーの回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない機器の引取禁止など、フロン類の回収が確実にされるための仕組みが導入されています。

改正されたフロン排出抑制法について、詳しく解説を行う説明会を実施します!
今年度、新たに改正された内容もございます!
是非、御参加ください!

- 1 主催 徳島県・徳島県空調冷凍工業会・(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- 2 参加費 無料
- 3 内容 ○改正フロン排出抑制法について ((一社) 日本冷凍空調設備工業連合会)
○フロン排出抑制法に基づく立入検査について (徳島県)
- 4 日時・場所 日 時 令和5年10月16日 (月) 13:30~15:30
場 所 徳島県JA会館 別館2階 大ホール (徳島市)
予定人数 100名程度 (先着順)
- 5 申込み方法 別添参加申込書に必要事項を御記入の上、10月6日 (金) までにファクシミリ又は電子メールにてお申込みください。
- 6 注意事項 ・参加者を把握するため、必ず事前申込みをお願いします。質疑がございましたら、あらかじめ申込書に御記入をお願いします。
・会場では、手洗いおよび手指の消毒に御協力ください。
・体調のすぐれない場合は、無理せず受講をお控えください。
・状況によっては、急遽中止や内容変更となる場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

<参考>

【会場案内】

徳島県JA会館

住所：徳島県徳島市北佐古一番町5-12

詳細：<http://www.tok-jakaikan.jp/>

※当日乗用車で御来場いただく際は、JA会館の駐車場をご利用いただけます。

(別紙概略図参照)

【環境省】フロン排出抑制法に関する動画YouTube掲載について

環境省YouTubeにおいて、改正フロン排出抑制法の概要・要点をまとめた動画が公開されておりますので御確認ください。

動画：フロンを取り巻く動向

<https://www.youtube.com/watch?v=6HWfXLh9mMI>

こちらの二次元バーコードからも動画ページにアクセスできます。



動画：フロン排出抑制法の概要（機器ユーザー向け）

<https://www.youtube.com/watch?v=AX1R-m5s4UA>

こちらの二次元バーコードからも動画ページにアクセスできます。



動画：フロン排出抑制法の概要（建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け）

<https://www.youtube.com/watch?v=w5Keh3vR2uQ>

こちらの二次元バーコードからも動画ページにアクセスできます。

